

督促(支払催告)状

債務者 津田 廣雄

債権者 高野 邦夫



記

債権者は債務者に対し、下記のとおりのお金の支払いを求める。

A. 庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号(傷害事件)

主 文

- 1 被告は、原告に対し、7 万 7 3 4 0 円及びうち 6 万 5 0 0 0 円に対する平成 2 9 年 5 月 2 日から、うち 1 万 2 3 4 0 円に対する同月 8 日からそれぞれ支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその他の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 1 0 0 0 分し、その 8 7 4 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

a. 債務者は何ら債務(確定判決)の本旨にしたがった支払い(履行)をなさず、8 年以上も債務不履行(民法 415 条)を行っている。法定利息年 5%の時の確定判決の履行遅滞なので、今日まで少なくとも年 $77,7340 \text{ 円} \times 0.05 = 38,867 \text{ 円}$ の法定利息が発生しており、8 年間で 31,093 円となっている。 $77,734 \text{ 円} + 38,867 \text{ 円} = 116,601 \text{ 円}$ が現在の判決主文 1 のみの概算である。この督促に任意に従い支払いを行って頂ければ、訴訟費用等は免除し、116,000 円丁度に譲歩する。

B. 庄原簡易裁判所令和 6 年(ハ)第 16 号(不法行為)

第 3 当裁判所の判断

- 1 請求原因事実は、当事者間に争いがない。
- 2 被告の当該行為の内容、結果等に鑑みると、原告が当該行為によって被った
- 3 以上によれば、原告の請求は理由がある。

庄原簡易裁判所

裁判官

大儀一博

a. 債務者が自白した事件であり、総額 $100,000 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 101,000 \text{ 円}$ の確定判決である。

b. 法定利息は年 3% 軽微なので免除する。

C. 上記 A. と B. を合算すると、 $116,000 \text{ 円} + 101,000 \text{ 円} = 217,000 \text{ 円}$ となる。

a. 本来債務の本旨にしたがった履行とは、供託によるべきものであるが、早期解決を計るため銀行口座振込決済と譲歩する。

b. 広島銀行庄原支店普通預金・口座番号=0348856 高野邦夫

c. なお上記条件での決済は、令和 7 年 6 月 13 日迄とする。期限徒過の場合は不本意だが強制執行(動産執行)手続に移行する事になる。

令和 7 年 5 月 30 日 催告者 高野邦夫

